

厚真町津波避難計画

令和 8 年 6 月
厚真町防災会議

目 次

第1章	総 則	1
第1節	目的	1
第2節	計画の見直し	1
第3節	用語の意義	1
第2章	津波避難計画	2
第1節	津波0 浸水想定区域	2
第2節	被害想定	7
第3節	津波到達予想時間等の設定	9
第4節	避難対象地域	10
第5節	避難目標地点	10
第6節	避難困難地域	12
第7節	避難路	14
第8節	避難経路	15
第9節	避難の方法	15
第10節	後発地震	16
第3章	初動体制（職員の参集等）	18
第1節	初動体制	18
第2節	配備基準	18
第3節	津波情報等の収集・伝達	18
第4章	避難指示の発令	22
第1節	発令基準	22
第2節	津波情報及び避難指示の伝達方法	23
第5章	津波対策の教育・啓発及び訓練の実施	24
第1節	教育・啓発	24
第2節	避難訓練の実施	24
第6章	季節に応じた対策	25
第1節	冬季道路交通の確保	25
第2節	避難対策、避難生活環境の確保	25
第3節	電力の確保	25

第7章	その他の留意点	26
第1節	観光客、サーファー客、釣り客等の避難対策	26
第2節	避難行動要支援者を含むよう配慮者の避難対策	26
第3節	地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	26
第4節	広域避難などの多様な避難者への対応	26
厚真町津波避難計画の沿革		27

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、将来発生が予想される最大クラスの津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

第2節 計画の見直し

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

第3節 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

1 津波浸水想定区域

津波浸水想定は、最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深のことであり、北海道知事が設定するものである。

2 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定に基づき、町が指定する地域をいう。

3 避難目標地点（1次避難場所）

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、自主防災組織や住民等が設定する避難の目標とする地点をいう。

必ずしも町が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所と一致するものではない。

4 避難路及び避難経路

避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路で、町が指定するものを「避難路」といい、その他の道路で住民等が選定するものを「避難経路」という。

5 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

6 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

7 要配慮者及び避難行動要支援者

要配慮者とは、災害対策基本法第8条第15号で示される高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第2章 津波避難計画

第1節 津波浸水想定区域

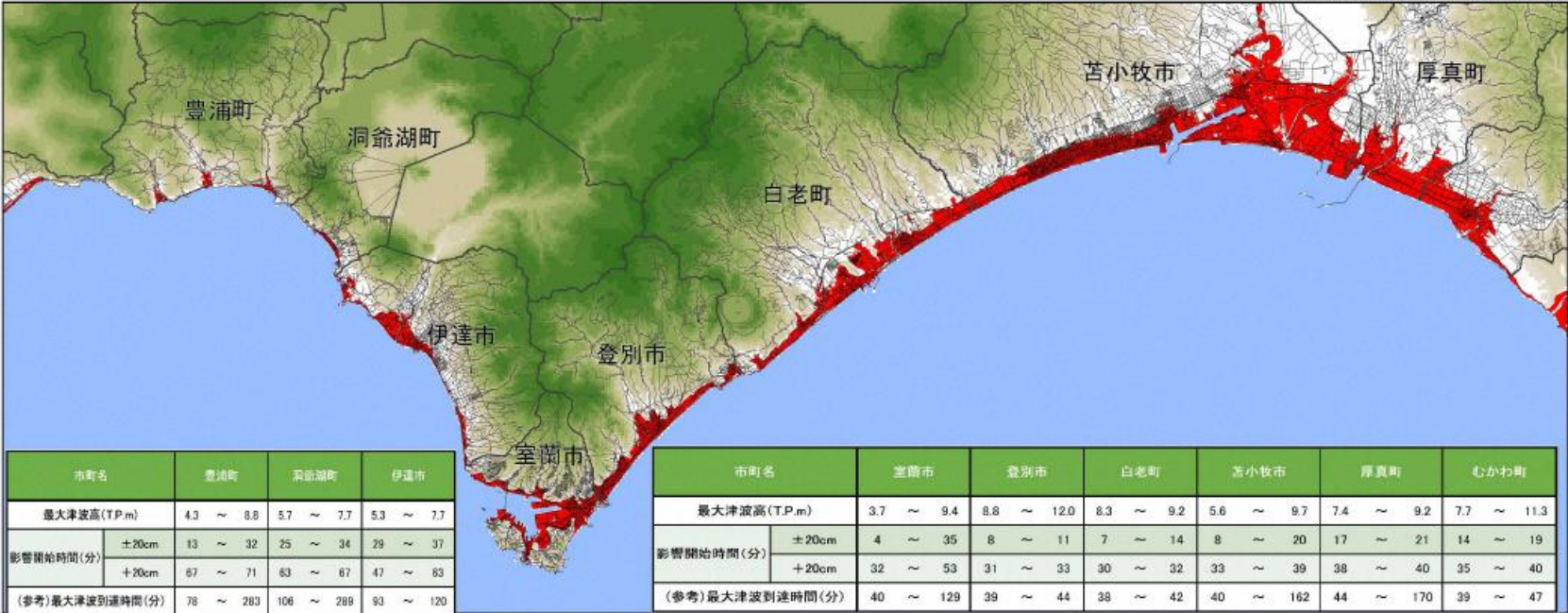
津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき、令和3年7月19日に北海道が公表した北海道太平洋沿岸（羅臼町から福島町の沿岸及び内陸市町村）の津波浸水想定（最大クラスの津波を想定して、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するもの）に基づき定める。

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものである。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものでない。
- 浸水域や浸水深等は、局所的な地面の凹凸や構造物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件の差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。
- この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことに注意する必要がある。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
- 地震の震源が想定より陸域に近いなど、条件が異なる場合には、本想定で表した時間よりも早く津波が来襲する可能性がある。
- 一部の都市部以外の航空レーザ測定のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測定のデータより津波高の精度が低い区域がある。
- 津波は自然現象であることから、想定には不確実性を伴い、また、本想定は、限られた条件設定のもと想定したもので、条件設定（路面凍結や河川流量、構造物の破壊状況）の違いによる不確実性を含むものであるため、今回想定した津波高等はある程度幅を持っており必ずしも今回の想定結果とおりにとは限らず、場合によってこれを超えることもあり得ることに注意する必要がある。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がある。

北海道太平洋沿岸の津波浸水想定（胆振総合振興局管内）

津波浸水想定区域図 胆振総合振興局



〔留意事項〕

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深等は、局所的な地面の凹凸や構造物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件の差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 地震の震源が想定より陸域に近いなど、条件が異なる場合には、ここで表した時間よりも早く津波が来襲する可能性があります。
- 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。
- 津波は自然現象であることから、想定には不確実性を伴います。また、今回想定は、限られた条件設定のもとで設定したもので、条件設定（路面凍結や河川流量、構造物の破壊状況）の違いによる不確実性を伴うものであるため、今回想定した津波高等はある程度幅を持っており必ずしも今回の想定結果と一致とは限らず、場合によってはこれを上回ることもあり得ることに注意する必要があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域、浸水深や到達時間は、市町村による避難計画策定を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないこと、住民に対しては、自らできる限り迅速かつできる限り高く安全な場所を目指して避難するよう、徹底していく必要があることにご注意ください。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

〔シミュレーションの条件〕

(1) 想定津波

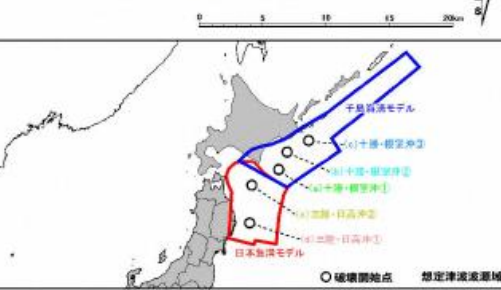
- ：日本海溝モデル【三陸・日高沖①】
- ：日本海溝モデル【三陸・日高沖②】
- ：千島海溝モデル【十勝・根室沖①】
- ：千島海溝モデル【十勝・根室沖②】
- ：千島海溝モデル【十勝・根室沖③】

(2) 構造物条件

- ：海岸堤防、河川堤防などの施設は地震動により破壊、或は津波が越流すると施設の機能が失われる想定

(3) 潮位条件

- ：朔望平均満潮位

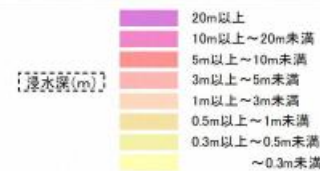


北海道太平洋沿岸の津波浸水想定（厚真町）

津波浸水想定区域図 厚真町【全2図郭】

- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深等は、局所的な地面の凹凸や構造物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件の差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 地震の震源が想定より陸域に近いなど、条件が異なる場合には、ここで表した時間よりも早く津波が来襲する可能性があります。
 - 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。
 - 津波は自然現象であることから、想定には不確実性を伴います。また、今回想定は、限られた条件設定のもとで想定したもので、条件設定（路面凍結や河川流量、構造物の破壊状況）の違いによる不確実性をさくむものであるため、今回想定した津波高等はある程度幅を持っており必ずしも今回の想定結果とおりには限らず、場合によってはこれを超えることもあり得ることに注意する必要があります。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性もあります。

凡 例



●代表地点周辺で予測される津波諸元

地点名		（参考）	
最大津波高（T.P.m）	影響開始時間	第1波	最大波
○0m	○○分	○○分	○○分

※図2参照
±0.2m：津波影響開始時間
第1波：津波第1波到達時間
最大波：最大津波到達時間

※注1 各種高さの模式図（図1参照）

最大水位は、代表地点周辺における最高の津波高さ（標高）です。
浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。
浸水域は、海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域です。
※注2 津波影響開始時間と津波到達時間（図2参照）
津波影響開始時間は、地震による地盤沈下に伴い低下した地震発生直後の海面（初期水位）に、±20cmの変動が生じるまでの時間。
地震発生から、沿岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。
なお、最大波は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
また、実際の津波到達予想時間はこれよりも早くなる場合もあります。

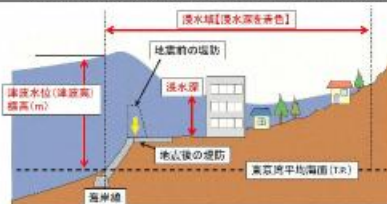


図1 各種高さの模式図

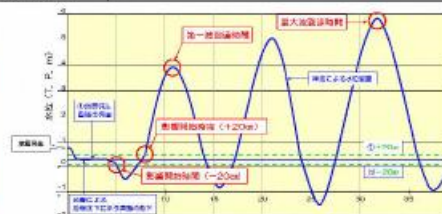
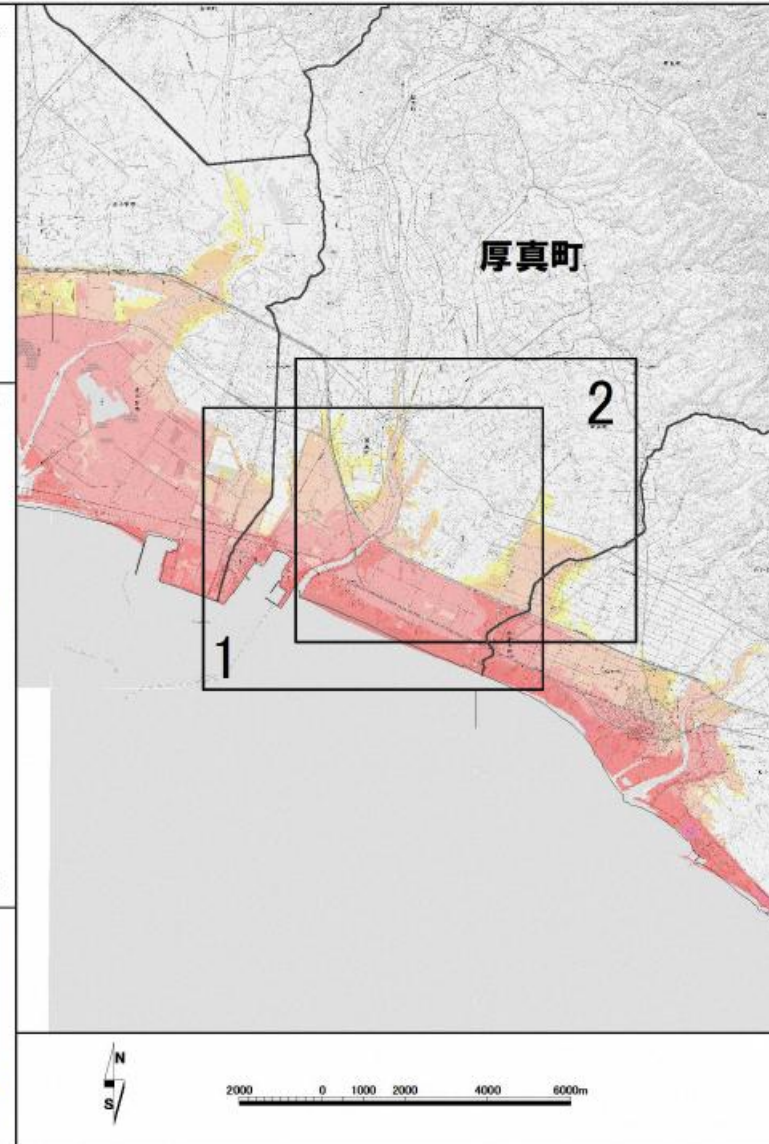


図2

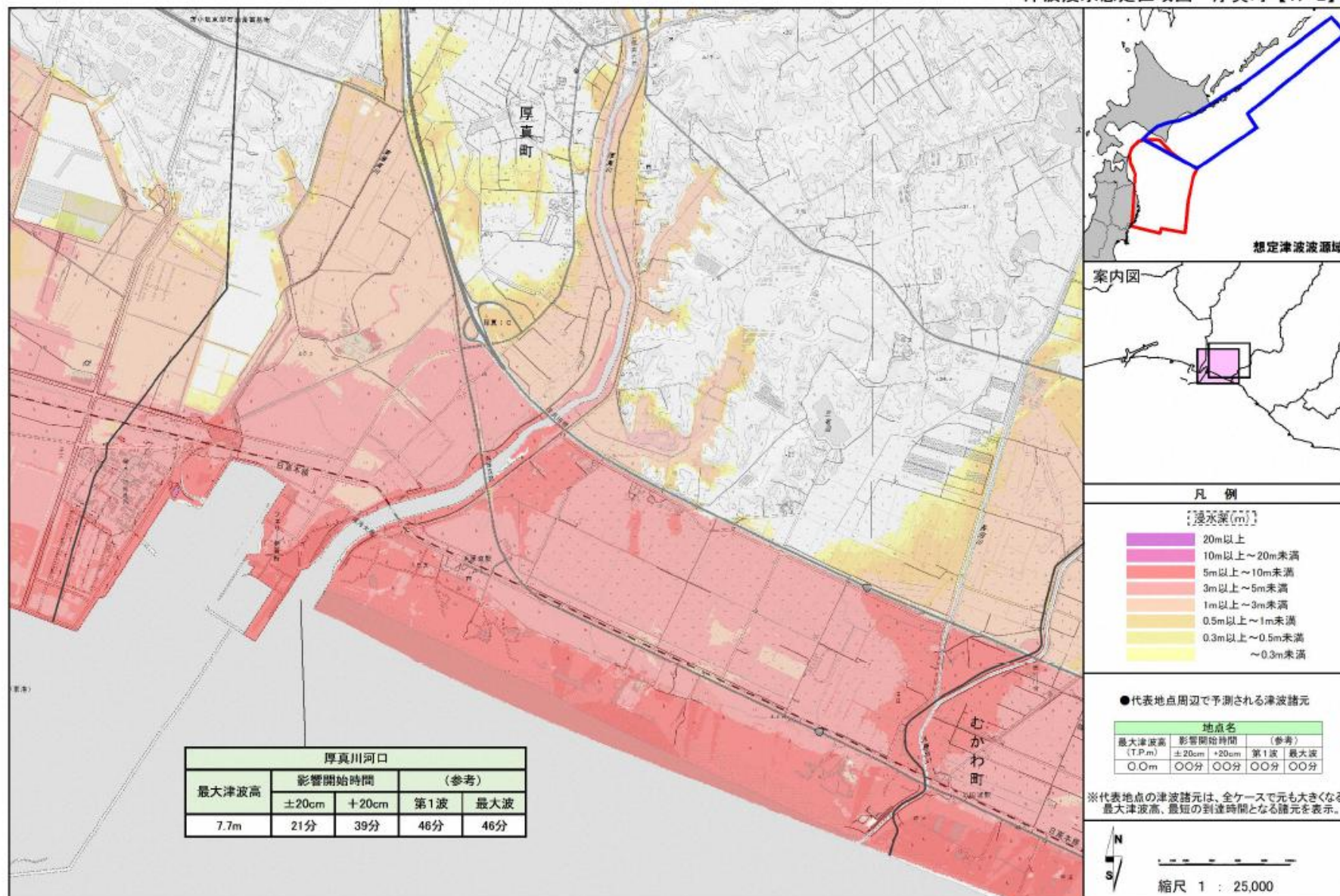


○破壊開始点

想定津波波源域



津波浸水想定区域図 厚真町【1/2】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」



第2節 被害想定

令和4年7月及び同年12月に北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を基に、被害の規模等を明らかにして防災対策の必要性を町民に周知するとともに、津波浸水想定区域となる地域の防災対策を推進する。

1 被害想定性格

本被害想定は、津波による被害量を認識し、効果的な対策に資するものである。被害想定を踏まえ巨大地震・津波が発生した際に起こりうる事象を冷静に受け止め「正しく恐れる」ことが重要であり、行政のみならず、施設管理者、企業、地域及び個人が対応できることが必要である。

2 被害想定前提条件

想定される被害は、地震の発生時期や時間帯によって異なるため、次の条件の異なる被害量を推計したものとする。

時期・時間	条件等
夏・昼	木造建築物内の滞留人口が1日中で少ない時間帯あるため、建物倒壊等による人的被害が少なくなると想定されるほか、積雪・凍結等の心配がなく、明るい時間帯であるため、迅速な避難が可能となり、津波による被害も少なくなる時期・時間帯
冬・夕	火気使用が最も多い時間帯であるため、地震に伴う出火・延焼による被害が想定されるほか、積雪・凍結により避難速度が低下するため、津波による被害も多くなる時期・時間帯
冬・深夜	多くの人が自宅で就寝中の時間帯であるため、避難準備に時間を要すほか、夜間の暗闇や積雪・凍結による被害が多くなる時期・時間帯

3 厚真町の被害想定

(1) 建物被害

ア 全壊棟数

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	合計
夏・昼	—	30	180	—	210
冬・夕	—	30	180	—	210
冬・深夜	—	30	180	—	210

イ 流水の漂着を考慮した場合の津波による全壊棟数（棟）、焼失棟数（棟）、津波火災の出火件数（件）、屋外落下物が発生する建物数（棟）

	焼失	津波（流水）	出火	屋外落下物
夏・昼	—		—	—
冬・夕	—			—
冬・夜	—	—		—

(2) 人的被害

ア 死者数

	建物倒壊	津波		急傾斜地崩壊
		早朝避難率高+呼びかけ	早朝避難率低	
夏・昼	—	20	30	—
冬・夕	—	10	20	—
冬・深夜	—	10	20	—

イ 負傷者数・低体温症要対処者数・避難者数

想 定	負傷者数		低体温症 要対処者数	避難者数 早朝避難率低
	早朝避難率高 +呼びかけ	早朝避難率低		
夏・昼	—	—		
冬・夕	—	—		40
冬・深夜	—	—	10	

ウ 揺れによる要救助者数、津波被害に伴う要救助者数（人）

	揺れ	津波
夏・昼	—	—
冬・夕	—	—
冬・夜	—	—

(3) 生活への影響

ア 避難者数（人）【冬・夕】

	避難者総数	(うち)避難所避難者	(うち)避難所外避難者
直 後	340	220	120
1日後	240	160	90
2日後	240	160	90

イ 要配慮者数（人）【冬・夕】

	要配慮者	合計
65歳以上の高齢者	10	40
5歳未満乳幼児	10	
身体障がい者	10	
知的障がい者	—	
精神障がい者	—	
要介護認定者	10	
難病患者	—	
妊産婦	—	
外国人	—	

(4) インフラ・ライフライン被害

ア 道路・橋梁被害（箇所）

	津波浸水域内	津波浸水域外	合 計	交通支障	不 通	合 計
道路被害	20	10	30			
橋梁被害				—	—	—

イ 上水道・下水道利用困難人数（人）

	上水道断水人口	下水道支障人口
直 後	760	20
1日後	440	
2日後	420	

ウ 下水道復旧予測日数（日）

復旧日数（作業員 1/4）：日	復旧日数（作業員 1/4）：日
1週間程度	3日程度

エ 停電軒数（軒）【冬・夕】

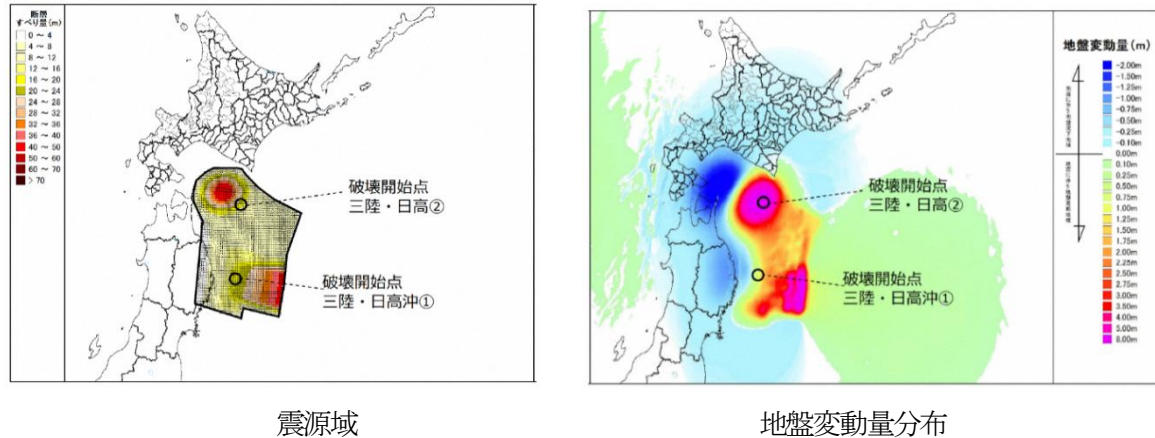
直 後	1日後	2日後	3日後	1週間後
60	60	60	60	60

第3節 津波到達予想時間等の設定

道が作成した津波浸水想定区域図に基づき、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波のうち最大級で最も本町に影響のある日本海溝モデルの三陸・日高沖②を設定する。

1 想定地震

日本海溝モデル 三陸・日高沖② (M9.1)



2 想定する津波

(1) 浸水想定面積

2, 110ヘクタール

(2) 海岸線の津波水位及び影響開始時間等

最大津波高	影響開始時間		(参 考)	
7.4m～9.2m	±20cm	+20cm	第1波到達時間	最大津波到達時間
	17分～21分	38分～40分	44分～47分	44分～170分

【参考】厚真川河口の津波水位及び影響開始時間等

最大津波高	影響開始時間		(参 考)	
7.7m	±20cm	+20cm	第1波到達時間	最大津波到達時間
	21分	39分	46分	46分

(3) 津波到達予想時間、想定する津波の高さ及び影響開始時間の設定

ア 厚真町の海岸線における津波到達時間は、北海道が示す津波浸水想定における第1波到達時間44分～47分の短い時間の「44分」を津波到達予測時間とする。

イ 厚真町の海岸線における津波の高さは、北海道が示す津波浸水想定における最大津波高7.4m～9.2mの高い波の「9.2m」を想定する津波の高さとする。

ウ 厚真町の海岸線付近における影響開始時間は、北海道が示す津波浸水想定における影響開始時間±20cmで「17分」及び+20cmで「38分」を想定する影響開始時間とする。

第4節 避難対象地域

- 1 大津波警報発表時の避難対象地域は、津波浸水想定区域図に表す浸水区域とする。
- 2 対象地域

地 区	避難対象地域
浜厚真地区	高規格道路以北を除く全域
厚和地区	道道鶴川厚真線以南の地域
共和地区	町道共和クラブ線以南の全地域
上厚真地区	道道上厚真苫小牧線以南かつ、厚真浜厚真停車場線以東の地域
鹿沼地区	道道鶴川厚真線以南の地域
共栄地区	厚真川堤防以東の堤防内の地域
富野地区	道道富野軽舞線以南の一部の地域

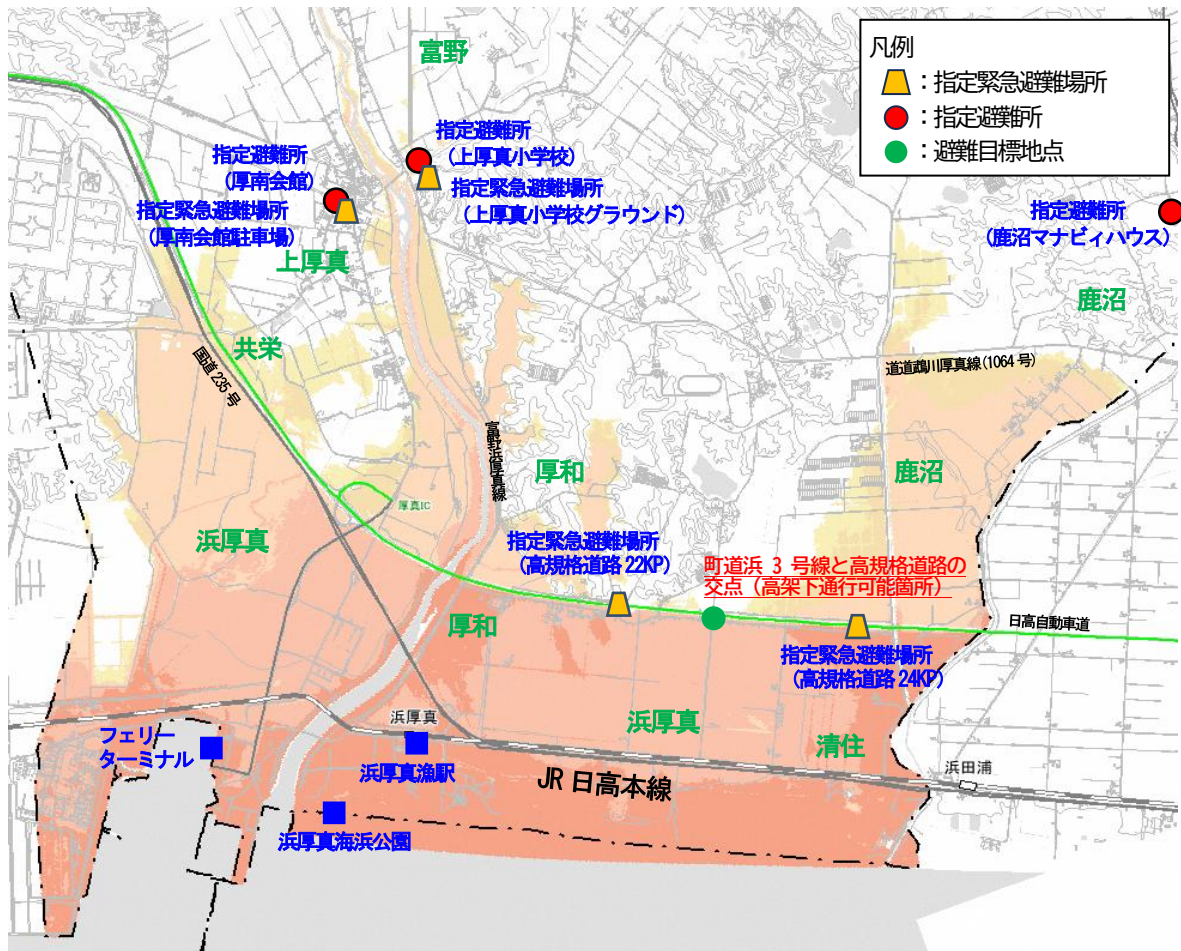
※津波警報の場合は別途示す。

第5節 避難目標地点

避難目標地点は、津波浸水想定区域図に表す浸水区域外にある施設、公園等及び避難対象地域内にあるが浸水しない指定緊急避難場所、指定避難所及び浸水想定区域外の要点等とする。

【津波指定緊急避難場所・津波指定避難所及び浸水想定区域外の要点】

避難目標地点		諸 元			
指定緊急 避難場所	厚南会館駐車場	住 所	字上厚真 219-6	緯度経度 標 高	北緯 42. 6417 東経 141. 8479 8. 5m
		収容可能人数	1, 365 人 (1 人/2 m ²)		
		U T M座標	54TWN6951-2139		
	上厚真小学校 グラウンド	住 所	字厚和 59-3	緯度経度 標 高	北緯 42. 6420 東経 141. 8567 18. 7m
		収容可能人数	3, 000 人 (1 人/2 m ²)		
		U T M座標	54TWN7024-2140		
	高規格道路 22KP 避難場所 (日高自動車道)	住 所	字浜厚真 508-2	緯度経度 標 高	北緯 42. 6098 東経 141. 8597 13. 6m
		収容可能人数	130 人 (1 人/1 m ²)		
		U T M座標	54TWN7052-1785		
	高規格道路 24KP 避難場所 (日高自動車道)	住 所	字鹿沼 578-3	緯度経度 標 高	北緯 42. 6028 東経 141. 8807 10. 9m
		収容可能人数	805 人 (1 人/1 m ²)		
		U T M座標	54TWN7233-1707		
浸水想定区 域外の要点	町道浜 3 号線と 高規格道路の交 点 (高架下通行 可能箇所)	住 所	字浜厚真 395-5	緯度経度	北緯 42. 6075
		収容可能人数	—		東経 141. 8667
		U T M座標	54TWN7110-1760	標高	13. 6m
指定 避難所	厚南会館	住 所	字上厚真 219-6	緯度経度 標 高	北緯 42. 6418 東経 141. 8475 8. 5m
		収容可能人数	460 人 (1 人/3 m ²)		
		U T M座標	54TWN6949-2139		
	上厚真小学校	住 所	字厚和 59-3	緯度経度 標 高	北緯 42. 6424 東経 141. 8564 18. 7m
		収容可能人数	1, 140 人 (1 人/3 m ²)		
		U T M座標	54TWN7022-2146		
	鹿沼 マナビィハウス	住 所	字鹿沼 217-4	緯度経度 標 高	北緯 42. 6222 東経 141. 9212 11. 0m
		収容可能人数	35 人 (1 人/3 m ²)		
		U T M座標	54TWN7555-1927		



津波指定緊急避難場所・津波指定避難所及び避難目標地点図

第6節 避難困難地域

1 避難可能距離の算出（算出方法：北海道の「津波避難計画策定指針（平成24年6月）」による。）

(1) 徒歩による避難可能距離

徒歩速度(0.5m/秒) × (津波到達予想時間(44分) - 避難開始時間(14分)) × 60 = 避難可能距離(900m)

※ 地震発生から14分後に避難を開始し、歩行速度は、0.5m/秒（時速1.8km）で算出
（安全側を見て歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等の歩行速度を目安とした。）

《徒歩による避難可能距離は、『900m』とする。》

【歩行速度の参考】

歩行状態	歩行速度	備考
老人単独歩行（自由歩行速度）	1.1m/秒	俵元吉 1976
ベビーカーを押している人	0.9m/秒	
群衆歩行	1.1～1.2m/秒	東京都群衆交通計画委員会 1972
自力のみで行動できにくい人（水平）	0.8m/秒	堀内三郎 1972
（重病人、身体障がい者等）（階段）	0.4m/秒	
（位置、経路等に慣れていない人）（水平）	1.0m/秒	
（階段）	0.5m/秒	
身体障がい者等の歩行速度（急いで）ケース1	1.2m/秒	日本建築学会 1980
ケース2	0.44m/秒	

【北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度（日本建築学会）】

年齢階層	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～
平均避難速度	0.87m/秒	1.47m/秒	1.03m/秒	0.68m/秒	0.58m/秒

【避難開始までに要する時間の参考】

津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（国土交通省都市局 街路交通施設課）

※東日本大震災の避難実態調査結果の分析結果

区 分		対象者数	平均	50%の人が避難を開始した時間	80%の人が避難を開始した時間
全 体		5,524人	22分後	14分後	34分後
津波への警戒	津波は必ず来ると思った。	3,105人	18分後	14分後	29分後
	津波は来るかもしれないと思った。				
	津波は来ないだろうと思った。	2,411人	26分後	24分後	42分後
	津波のことはほとんど考えなかった。				
差			8分	10分	13分

(2) 自動車による避難可能距離

車両速度(2.77m/秒) × (津波到達予想時間(44分) - 避難開始時間(14分)) × 60 = 避難可能距離(4,986m)

※ 地震発生から14分後に避難を開始し、車両速度は、2.77m/秒（時速10km）で算出
（夜間で街灯等のない道、積雪寒冷期の道路等による速度低下を考慮し、10km以下の徐行速度を目安とした。）

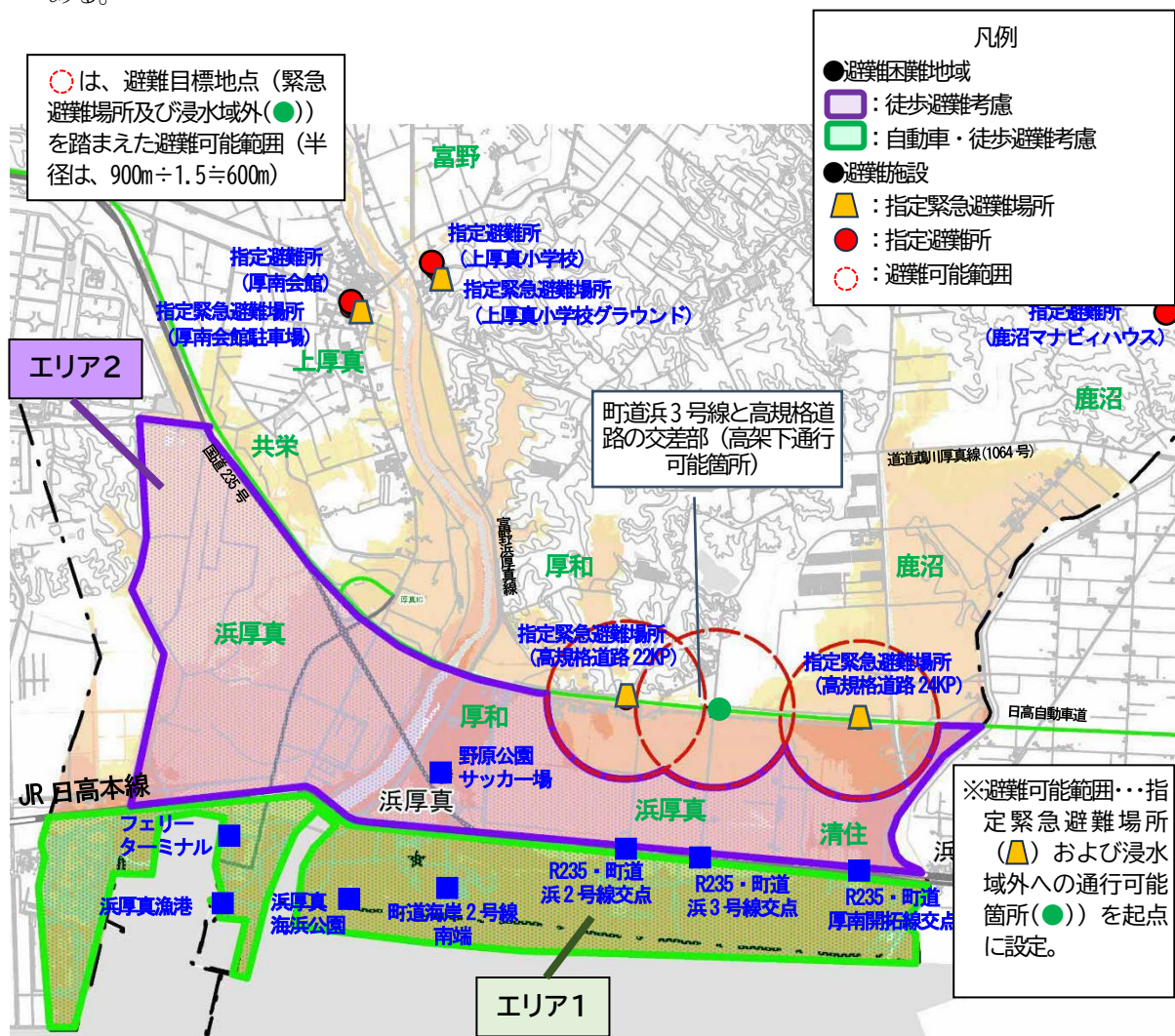
《自動車による避難可能距離は、『4,900m』とする。》

2 避難困難地域

海岸線に近い地域には、避難に適する避難ビル・タワーなどの避難場所が無い場合、津波指定緊急避難場所である高規格道路 22KP・24KP 避難場所又は津波浸水想定区域外に避難することを考慮し、高規格道路（日高自動車道）以南で、避難目標地点を囲む避難可能範囲を除く地域を避難困難地域とする。

J R 日高本線以北のエリアは、自動車避難が可能であれば、避難可能となるが、J R 日高本線以南は、線路の横断が不可になる可能性を踏まえ、自動車避難を考慮しても避難困難地域であると考ええる。

また、「厚真町津波防災地域づくり推進計画」（令和 5 年度末作成完了予定）で建設予定の J R 日高本線以南のエリア 1 地域に避難施設が建設されれば、一部、避難困難地域が解消される見込みである。



避難困難地域図

【避難可能範囲の考え方】

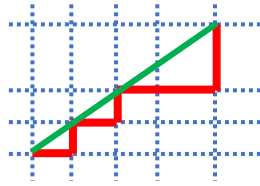
避難可能範囲 = 徒歩速度(m/秒) × (津波到達予想時間(分) - 避難開始時間(分)) × 60 ÷ 1.5

徒歩速度：安全側を見て歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等の歩行速度に設定

津波到達予想時間：北海道津波浸水想定に基づく厚真町の海岸線における最短第 1 波到達時間(44 分)

避難開始時間：用事後に避難を開始する場合の避難開始に要する時間(14 分)

1.5：実際の避難経路を考慮し、計算上の避難可能範囲に換算するための係数



— : 実際の避難経路

— : 計算上の避難可能範囲

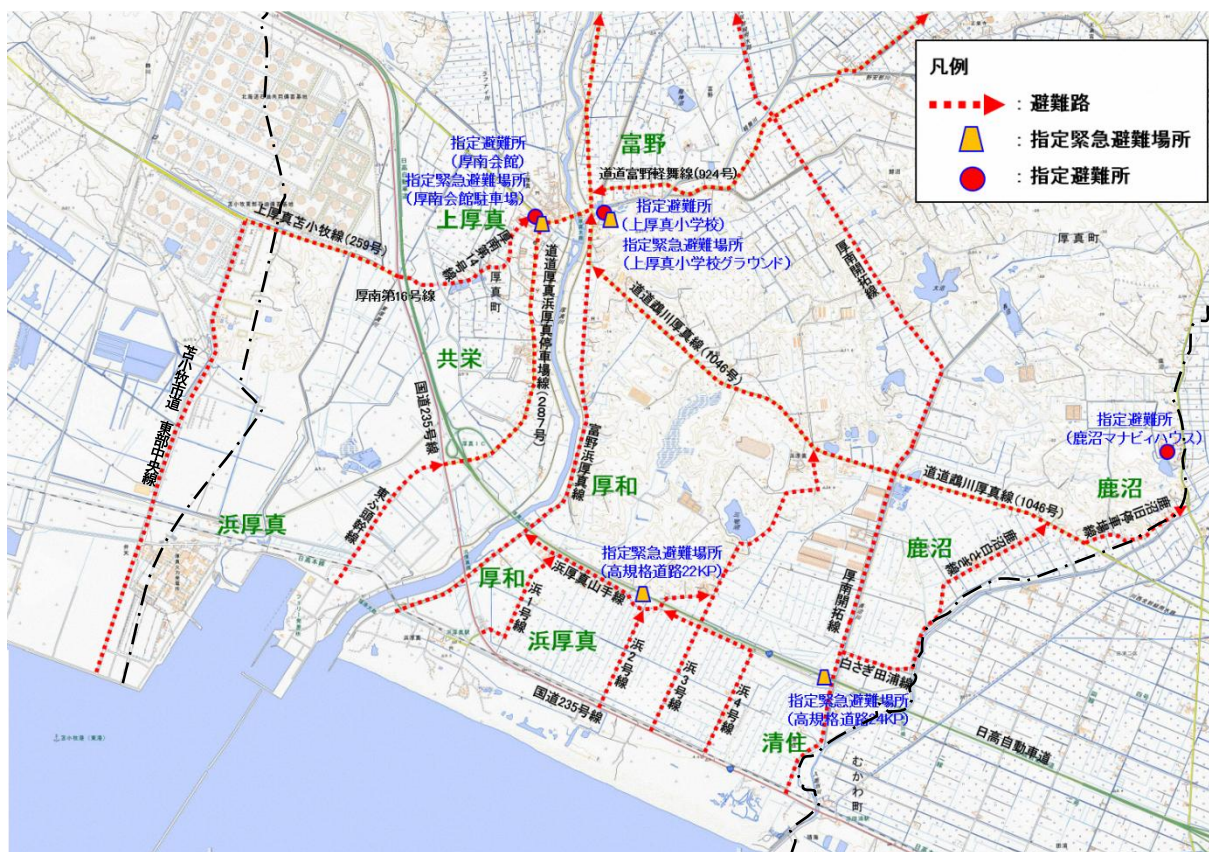
※ 実際の避難経路の距離 : 計算上の避難可能範囲 $\div 1.5 : 1$ のため、計算上の避難可能範囲は、徒歩速度 $\times$ (津波到達予想時間 - 避難開始時間) で算出した距離よりも短くなります。

【参考】指定緊急避難場所・指定避難所及び浸水想定区域外の要点までの距離						
主要地点	厚南会館	上厚真小学校	高規格道路 22KP 避難場所	町道浜3号 線と高規格道 路の交点	高規格道路 24KP 避難場所	鹿沼 マナビィハウス
フェリーターミナル	4,820m					
浜厚真漁港	5,230m					
浜厚真海浜公園		5,910m	3,630m	3,960m		
浜厚真駅		5,320m	2,600m	2,870m		
野原公園サッカー場		4,400m	2,180m	2,490m		
町道海岸2号線南端		5,170m	2,650m	3,500m		
国道235号・町道浜2号線交点		5,690m	1,240m	1,690m	3,020m	
国道235号・町道浜3号線交点		6,320m	1,890m	1,150m	2,520m	
国道235号・町道厚南開拓線交点					1,230m	6,020m
【備考】						
○ 最短の避難路を使用し、近い指定緊急避難場所又は指定避難所までを計測						
○ 厚真川を横断しての避難はしない。						

第7節 避難路

町は、避難目標地点まで最も短時間、かつ安全に到達できる主要道路を指定する。

地 区	避難路基準 (幅員)
浜厚真地区	・ 苫東厚真火力発電所前道路～道道上厚真苫小牧線～町道厚南第16号線～町道厚南第14号線～町道上厚真市街13号線 ・ 道道東ふ頭幹線～道道厚真浜厚真停車場線 (7.5m) ・ 町道富野浜厚真線 (7.5m) ・ 町道浜1号線 (6.0m) ～町道浜厚真山手線 (7.5m) ～町道富野浜厚真線 (7.5m) ・ 町道浜2号線 (5.0m) ～町道浜厚真山手線 (7.5m) ～町道富野浜厚真線 (7.5m) ・ 町道浜3号線 (7.5m) ～道道鵠川厚真線 (7.5m) ・ 町道浜4号線 (7.5m) ～町道浜3号線 (7.5m) ～道道鵠川厚真線 (7.5m)
厚 和 地 区	・ 町道富野浜厚真線 (7.5m) ・ 町道浜厚真山手線 (7.5m) ～町道富野浜厚真線 (7.5m)
共 和 地 区	・ 道道厚真浜厚真停車場線 (7.5m) ・ 町道厚南第16号線 (7.5m) ～町道厚南第14号線 (7.5m)
上厚真地区	・ 道道厚真浜厚真停車場線 (7.5m) ・ 町道上厚真市街13号線
清 住 地 区	・ 町道厚南開拓線 (7.5m)
鹿 沼 地 区	・ 町道白さぎ田浦線 (7.5m) ～町道鹿沼白さぎ線 (7.5m) ～道道鵠川厚真線 (7.5m) ～鹿沼旧停車場線 (7.5m) ～道道千歳鵠川線 ・ 町道厚南開拓線 (7.5m)
富 野 地 区	・ 道道富野軽舞線 (7.5m) ～町道富野浜厚真線 (7.5m)



津波避難路図

第8節 避難経路

避難経路は、前項の避難路の他、その他の道路を含み、避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる経路を住民等が自ら選定するものとする。

第9節 避難の方法

避難は、地域の特性上、津波指定緊急避難場所及び津波指定避難所までは遠距離となり、また、市街地等からの避難支援が間に合わないことを考慮して、津波警報発表から避難を開始するまでの時間、避難する経路の道路状況に応じて住民等が避難方法を自ら判断し、車両による避難、徒歩による避難又はこれらの併用による避難方法により、津波指定緊急避難場所及び津波指定避難所又は浸水想定区域外の安全な地域に避難するものとする。

なお、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないよう、津波到達予想時間も考慮し、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難の確保に努める。

【車両による避難をする場合の判断要素】

- 1 道路の損壊、障害物による遮断、路面の液状化及び混雑等が無く、通行可能と判断される場合
- 2 鉄道踏切の遮断機が下りず通行可能な場合
- 3 避難行動要支援者など自力で避難することができない者を避難させる場合
- 4 要配慮者等が徒歩で避難することにより避難に多くの時間を要する場合

大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から別の場所へ移動することは可能な限り避けるべきではあるが、避難が長時間にわたり、健康上のやむを得ない事由等により、津波来襲のリスクを踏まえた上でも緊急的に移動が必要な場合には、津波の発生状況を確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

第10節 後発地震

日本海溝・千島海溝沿いでは、巨大地震発生の切迫性が高まっている。

これまでにMw 7.0以上の先発地震が発生した後、さらに大きな後発地震が発生した事例は、これまでに1963年の択捉南東沖地震において、Mw 7.0の地震が発生してから18時間後にMw 8.5の地震が発生、また、2011年の東北地方太平洋沖地震において、Mw 7.3の地震が発生してから2日後に巨大地震が発生した2事例確認されており、今後も同様の事象が発生する可能性がある。また、2025年12月8日にマグニチュード7.5の青森県東方沖地震が発生した際、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域内であり、マグニチュード7.0以上の地震であったことから、続けて大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと判断され、12月9日に「北海道・三陸沖後発地震注意情報（以下、「後発地震注意情報」という。）」が、令和4年12月の運用開始後初めて発表された。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び津波では、広域かつ甚大な被害が想定されているが、津波浸水想定区域の地域住民一人ひとりの避難意識を高めることで、被害を大幅に軽減できる。

このため、一人でも多くの「人命を救う」ために、巨大地震の発生可能性が高まっている際に、巨大地震への注意を促す情報を発信し、揺れへの備えや津波から迅速に避難するための備えを呼びかけるものとする。

1 後発地震情報

名 称	北海道・三陸沖後発地震注意情報
情報発信の条件	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える範囲で、Mw 7.0以上の地震が発生した場合
情報発信のタイミング	気象庁において一定精度のMwが決まった段階（地震発生後約2時間後）
対象エリア	最大クラスの地震により津波高3m以上、震度6弱以上が想定される地域
防災対応	地震発生から1週間「日頃からの地震の備えを再確認」をするとともに、揺れを感じたら、ただちに避難できる体制の準備
防災対応期間	後発地震の発生可能性と社会的受忍限度を考慮し、1週間とする。

2 地震・津波への備え

備え段階	考え方	備えの内容	平時	後発地震 注意情報 発表後
4	事前避難	指定避難所への事前避難	なし	なし
3	事前の自主避難	安全な知人宅、親類宅等への自主避難（住んでいる場所の被災リスクと避難による生活への支障を考慮し、住民が判断） ※町から自主避難を求めるものではなく、個々の状況、必要に応じて自主避難することを想定	なし	△
2	迅速避難の準備	・すぐに逃げられる服装で就寝する。 ・非常持出品を常に手元に置いておく。 ・携帯等の音量を上げ、情報取得を確実にする。 ・災害危険性のある場所に近づかない。	△	○

		・屋内の安全な場所、部屋で生活する。 など		
1	日頃からの備え	・家具類の転倒防止策を徹底する。 ・安全な避難場所・避難経路を確認する。 ・避難に必要な備蓄を確保・準備する。 ・家族との連絡手段を確認する。 など	○	○

第3章 初動体制（職員の参集等）

第1節 初動体制

津波警報および津波注意報が発表された場合の職員の連絡・参集体制は「厚真町地域防災計画第3章 第2節」による。

第2節 配備基準

配備区分	体 制	基 準	配備要員
注意配備	非常警戒本部	・ 津波予報が発表されたとき	正 : 防災担当参事 副 : 総務課長 要員 : 防災G 総務人事G まちづくり推進課 企画調整G（広報） 地区連絡員
第1種 非常配備	非常警戒本部	・ 津波注意報が発表されたとき ・ 震度4の地震が発生したとき ・ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき	正 : 副町長 副 : 防災担当参事 要員 : 総務課長 防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 地区連絡員
第2種 非常配備	災害対策本部	・ 津波警報が発表されたとき ・ 震度5弱又は5強の地震が発生したとき	正 : 本部長 副 : 副本部長 要員 : 全職員 避難施設管理者
第3種 非常配備	災害対策本部	・ 大津波警報が発表されたとき ・ 震度6弱以上の地震が発生したとき	正 : 本部長 副 : 副本部長 要員 : 全職員 避難施設管理者

※ 津波警報又は大津波警報が発表された場合、同時に災害対策本部を設置また、津波注意報が発表された場合、同じく同時に、非常警戒本部を設置するものとする。

※ 配備要員は、配備基準に基づき自主参集するものとする。

第3節 津波情報等の収集・伝達

1 津波情報等の収集

- (1) 津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合には、防災用監視カメラで海面状況を監視すると共に、近くに人がいないかを確認する。

- (2) 被害情報の収集については、初期活動も含み「厚真町地域防災計画第3章第2節」によるが、各職員が登庁途上においても収集するものとする。

2 津波警報・注意報、津波情報、津波予報

(1) 津波警報・注意報

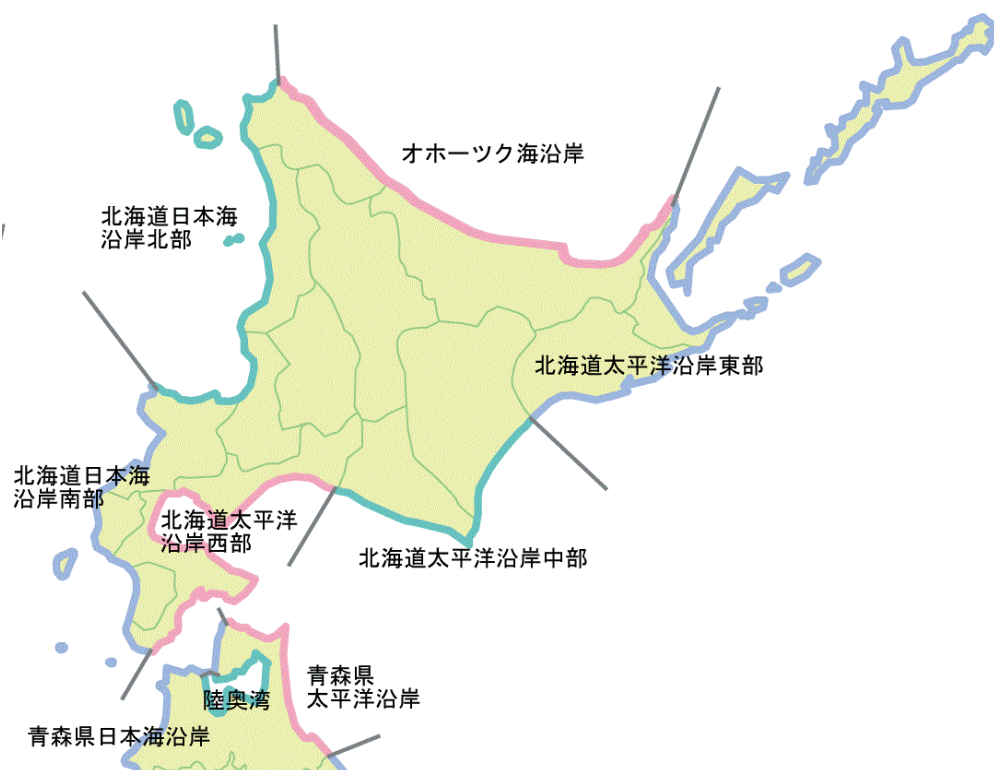
気象庁は地震が発生し、津波の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または、津波注意報を発表する。

【津波警報・注意報の種類】

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害の様相と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	【被害の様相】 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	【被害の様相】 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	【被害の様相】 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。

※ 厚真町の警報予報区は、「北海道太平洋沿岸西部」として発表される。

※ 津波は長い時間繰り返し襲ってくるため、津波警報、津波注意報が解除されるまでは、避難を継続する。



(2) 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合に、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報として発表する。

【津波情報の種類】

情報の種類	発表される内容
到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表 ※ 到達予想時刻は、予報区で最も早く津波が到達する時刻で、場所によっては、1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(3) 津波予報

気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に津波予報を発表する。

【津波予報】

発表される場合	発表される内容
0.2m未満の海面変動が予測されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 津波情報の伝達

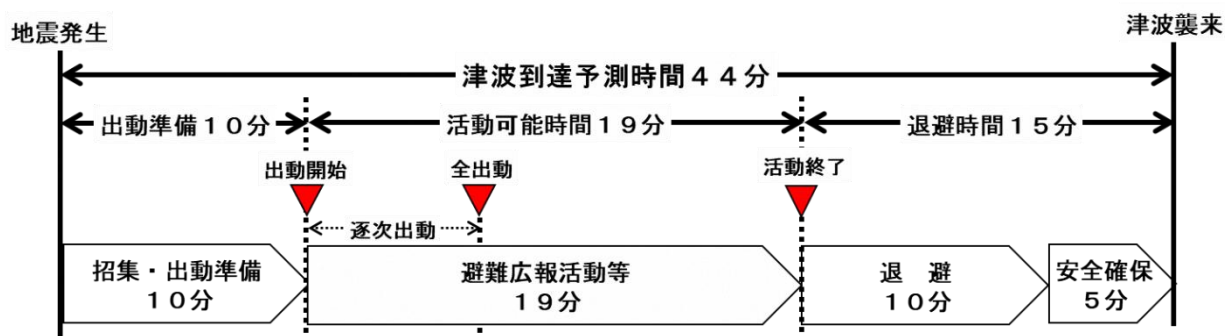
- (1) 住民等への伝達方法については、防災行政無線による放送、町ホームページ、SNS（LINE、Facebook）の活用、自主防災組織・自治会への直接連絡、消防広報車による広報及びJアラート等を利用するなど、適時その時点で使用可能な最善の手法で行うものとする。

※ Jアラートとは、大規模災害や外部による武力攻撃といった対処に時間的余裕のない緊急情報が国（消防庁）から衛星通信ネットワークを用いて瞬時に送信され、町の防災行政無線を自動起動することにより、24時間体制で住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

- (2) 消防（消防団）等による広報は、活動可能時間内の19分以内に実施し、津波到達予想時刻の15分前までに、安全な場所に避難しておくものとする。

※ 活動可能時間（算出基準）

$$\boxed{\text{活動可能時間}} = \boxed{\text{津波到達予想時刻までの時間}} - \boxed{\text{招集・出動準備時間(10分)}} - \boxed{\text{退避時間(10分) + 安全確保時間(5分)}}$$



第4章 避難指示の発令

第1節 発令基準

- 1 津波警報または大津波警報の認知、または通知を受けたとき直ちに発令する。
- 2 津波注意報の通知を受けたとき、または強い地震（震度4以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町が必要と認めた場合に発令する。

津波警報等の種類	発表される津波の高さ		発令種別	範囲 (避難・発令対象)	避難所開設
	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表			
大津波警報	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	避難指示	避難対象地域全域	上厚真小学校 厚南会館 鹿沼マナビィハウス
	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)				
	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)				
津波警報	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	避難指示	共和、浜厚真、厚和、清住、鹿沼の内、高規格道路（日高自動車道）以南の地域	上厚真小学校 厚南会館 鹿沼マナビィハウス
津波注意報	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	避難指示	漁業従事者、港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者	厚南会館 (必要により上厚真小学校、鹿沼マナビィハウスを開設)
【備考】 津波注意報の発表時は、沿岸付近の自治会（自主防災組織）、漁業・港湾関係、沿岸のサーファー・釣り客など海岸や堤防付近にいる人に対し、海中、海岸、堤防等から離れ、近づかないように避難の呼びかけを行う。					

3 避難指示の対象となる者

第2章第4節の避難対象地域に居住又は滞在する者を対象とする。

4 避難指示の発令

- (1) 避難指示の発令は、基準に該当する事象を認知し、津波注意報の場合は非常警戒本部長（副町長）、津波警報又は大津波警報の場合は、災害対策本部長（町長）の判断・指示により、ただちに避難指示を発令するものとする。
- (2) 本部長（町長）が不在又は連絡が取れない場合は、副本部長（副町長・教育長）、総括部長（総務課情報防災担当参事）の順で代行するものとする。
- (3) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

第2節 津波情報及び避難指示の伝達方法

1 津波情報の伝達

- (1) 住民等への津波情報・避難指示の伝達は、Jアラートを活用した防災行政無線による放送、北海道防災情報システムのLアラートの活用、町ホームページ、SNS（LINE、Facebook）の活用、自治会・自主防災組織への直接連絡、消防広報車による広報・避難の呼びかけなど、その時点で使用可能な最善の手法で行うものとする。

※ Jアラートとは、大規模災害や外部による武力攻撃といった対処に時間的余裕のない緊急情報が国（消防庁）から衛星通信ネットワークを用いて瞬時に送信され、町の防災行政無線を自動起動することにより、24時間体制で住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

※ Lアラートとは、町が発信した避難指示等の情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、スマートフォン、ポータルサイトなど様々なメディアを通じて、北海道防災情報システムを通じて情報提供するものである。

【伝達方法等】

発信担当部署	伝達先	伝達手段	
情報広報部	住 民	防災行政無線（Jアラート）	
		町ホームページ	パソコン
		町公式LINE・Facebook	携帯電話 スマートフォン
総括部		Lアラート	テレビ・ラジオ放送 緊急速報メール
	自治会（自主防災組織）	電話	
	胆振総合振興局地域創生部地域政策課	北海道防災情報システム 電話 メール	
	苫小牧警察署警備課	電話	
	陸上自衛隊7特連1大隊	電話	
	その他の防災関係機関等	電話	
消防対策部	住 民	警鐘信号（水防信号：第4信号） ※ 乱打	
		消防サイレン（水防信号：第4信号） ※1分（サイレン）→5秒（休止）→1分（サイレン）	
		消防・消防団による避難の呼びかけ	

2 避難指示の解除

警報・注意報が解除され、安全が確保されている状態を確認できた時点で、本部長の判断・指示により、避難指示を解除するものとする。

なお、津波警報等が解除され災害が発生する恐れがなくなったにもかかわらず避難指示の発令を継続している場合、公共交通機関の運行再開等に支障が生じる可能性があることを十分に理解した上で、被害が確認されない場合等には速やかに避難指示を解除することに留意する。

第5章 津波対策の教育・啓発及び訓練の実施

第1節 教育・啓発

防災の基本である「自分の命は自分で守る」ということを基本に、町民1人一人自らが災害時に命を守る行動を的確にできるよう津波に対する知識の向上、防災・減災意識の高揚など、説明会・勉強会など住民が集まる機会を活用して普及・啓発を図る。

- 1 強い地震(震度4以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。
- 2 津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について津波防災啓発を行うとともに地区住民はもとより児童、生徒への啓発及び体験学習等を実施する。
- 3 消防団員、自治会・自主防災組織、地域防災マスター、ボランティア、事業所の防災担当者等に普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの育成に努める。
- 4 対象となる地区及び自主防災組織等を支援し、町が作成した防災マップを基に、避難所、避難路、避難経路、危険箇所などを確認する「ワークショップ」を定期的の実施する。

第2節 避難訓練の実施

- 1 津波避難対象地域の自治会・自主防災組織等において、毎年1回の津波避難訓練等の実施を推奨・促進する。また、町が主催する情報伝達訓練、図上訓練及び実動訓練等により、自主防災組織等及び防災関係機関等との連携・信頼感の醸成を図るものとする。
- 2 避難訓練の支援
町は、自治会・自主防災組織等の要望により、訓練の企画段階から計画の作成及び訓練実施における補助・助言等の支援を積極的に行うものとする。
この際、あくまでも実施主体は自治会・自主防災組織等であるため、自主性を尊重し、主権を奪うことがないように配慮するものとする。

第6章 季節に応じた対策

第1節 冬季道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や除雪体制を確認・整備するとともに、避難路の除雪や融雪の整備状況を把握して、冬季間における安全な避難路の確保に努めるものとする。

第2節 避難対策、避難生活環境の確保

積雪等による孤立集落の把握、避難所の暖房設備、暖房用燃料の確認及び暖房器具、採暖用消耗品等の備蓄状況を把握して、災害に直ちに利用可能な状態にしておくものとする。

避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策及び防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を検討する。

なお、遠地津波の場合は津波が到達するまでに一定の時間を有することから、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズや、体を温める防寒グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。

また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールの活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。

第3節 電力の確保

停電により、避難所等の機能が停止した場合の復旧対策を確認するとともに、発電機及び発電機用燃料、電池等の備蓄状況を把握して、災害時直ちに利用可能な状態にしておくものとする。

この際、電力の確保は避難者の生命安全及び災害応急対策活動に必要な情報・通信手段の確保を優先して確保するものとする。

第7章 その他の留意点

第1節 観光客、サーファー客、釣り客等の避難対策

観光客やサーファー客、釣り客等、特に町外からの地理不案内者への避難対策は、平常時からのハザードマップや避難誘導看板での周知の他、災害時は、野外拡声器による防災行政無線放送や消防の避難広報等により、速やかな避難を促すものとする。

第2節 避難行動要支援者を含む要配慮者の避難対策

要配慮者のうち自ら避難することが困難である避難行動要支援者の災害発生直後の避難支援は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられる。あらかじめ避難支援等関係者に提供する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、自治会・自主防災組織等の地域住民や地域の支援ネットワークが協力しながら、自力で避難できない避難行動要支援者の避難誘導を行う。

避難行動要支援者の安否確認は、平常時に把握している所在情報に基づく確認に並行して、現地での情報伝達や避難誘導及び指定避難所への避難者の確認を行う。

迅速な避難誘導や安否確認を行うためにも、自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉事業所等と連携を図り、避難行動要支援者が迅速かつ円滑に避難できるように、日頃から地域で支え合うための仕組みづくりを進める。

第3節 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命(地域)は自ら守る」という防災の原点に立って自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

第4節 広域避難などの多様な避難者への対応

令和7年のカムチャツカ沖の地震及び青森県東方沖地震に伴う津波避難対応では、近隣市町村の住民や町内事業所からの避難者が本町の避難所に来訪した。住民以外の避難者が発生することは想定していたものの、その人数が想定を大きく上回ることが新たな課題として顕在化した。

津波避難においては、本町住民のみならず、近隣市町村からの広域避難者や通勤・通学者、観光客など不特定多数の来訪者が避難所に集中する可能性があることから、住民・住民以外を問わず避難者の氏名・人数・連絡先等を迅速に把握できる受付体制の整備に努める。また、想定を超える避難者が集中した場合に備え、補完的な避難スペースの確保など、収容体制の充実に努める。また、地理不案内な来訪者に対しても避難場所・避難経路に関する情報が迅速に届くよう、情報提供体制の整備に努める。

広域避難への対応にあたっては、近隣市町村や関係機関との連携が必要であり、避難者の受け入れ規模や役割分担について平時からの情報共有・協議を進め、広域避難が生じた際に円滑な対応が図れるよう連携体制の構築に努める。

厚真町津波避難計画の沿革

- 平成26年5月 全面改訂時に「津波避難計画策定指針（平成24年6月北海道）」に基づき、厚真町地域防災計画の第7章として作成
- 令和5年2月 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴い、令和3年7月北海道が公表した北海道太平洋沿岸の津波浸水想定に基づき、計画を見直し。
- 令和6年3月 津波防災地域づくり推進計画策定に伴い、計画を見直し。
- 令和8年〇月 市町村における津波避難計画策定指針改正に伴い、計画を見直し。